

第5回 原子力発電所緊急時対策所 設計指針検討会 議事録

1. 日時 平成20年10月23日(木) 13:30~17:00
2. 場所 (社)電気倶楽部 A会議室
3. 出席者(敬称略,五十音順)
出席委員:長橋主査(日本原子力発電),森副主査(中部電力),石合(電源開発),磯野(四国電力),岡村(日本原燃),白土(日本原子力研究開発機構),菅原(日本原子力技術協会),田尻(九州電力),田中(中国電力),早川(北海道電力) (10名)
代理委員:齋藤(東京電力・大倉委員代理) (1名)
常時参加者:小林(日本原子力発電) (1名)
オブザーバ:西野(東京電力) (1名)
事務局:田村
4. 配布資料
資料No.5-1 第4回 原子力発電所緊急時対策所 設計指針検討会 議事録(案)
資料No.5-2 日本電気協会 原子力発電所緊急時対策所の設計指針(JEAG46XX-200X)作成原案
資料No.5-3 緊急時対策所設計指針原案に対する意見集約表
資料No.5-4 被ばく評価に関する各社意見集約表
資料No.5-5 原子力発電所緊急時対策所設計指針の検討状況及び確認事項について(案)

参考資料-1 原子力発電所緊急時対策所 設計指針検討会委員名簿(案)
参考資料-2 JEAC4622「原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程(案)」
5. 議事
 - (1)定足数確認について
 - 1) 事務局より,代理出席の報告があり,主査の承認があった。
 - 2) 事務局より,オブザーバ参加の報告があり,主査の承認があった。
 - (2)前回議事録の確認について
事務局より,資料No.5-1に基づき前回議事録案の説明があり了承された。
 - (3)新指針案の検討について
主査より,資料No.5-2,5-3,5-4に基づき,新指針案の説明があった。主な意見は次のとおり。
 - ・ 解説-2で「緊急時対策所の運用は・・・防災業務計画より・・・定め」と記載しているが,現在の防災業務計画に緊対所の運用を記載していない。防災業務計画に書かなくといけなくなるのではないか。
 - ・ 緊対所は,通常のトラブル対応,地震対応でも使用しているため,その運用も防災業務計画に書かないといけない可能性がある。
解説-2「原子力災害特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画により」を削除する。

- ・4.施設要求について、前回の検討会の資料で提示した「火災防護設計を考慮する必要はない」の記載を削除した。これは、火災防護設計指針の改定を現在実施しており、除外規定を設ける方向で進んでいるため、そちらに委ねることとしたため。
- ・解説-5で、緊対所の収容人数は、原災法施行規則を踏まえ、20名としたが、実際には、防災要員の他に管理者も各社の体制で設計すればよいと思われる。
解説-5を削除する。
- ・4.6電源について、耐震性や換気設備等他の箇所は「MS-3のため・・・で良い」という表現になっているが、電源のみ、「MS-3だけ信頼度の高い電源が望ましい」となっており、他とトーンが違う。
これは大橋WGを受けたものであるため、連絡通信のための電源との観点から、「5.3発電所内外との連絡通信」の記載にあわせて、「必須ではないが、社内外との連絡通信のため緊対所の運用を可能とするよう」という表現に変更する。
- ・解説13で「瞬停時にもUPSを有することが望まれる」としているが、電源切替でも表示機能は確保可能であり、又、信頼性の高い電源から受電することが要求事項である。
- ・解説13で「固定等の地震に対する措置を図ること」とあるが、要求事項であるため解説ではなく本文に記載することが適切ではないか。
解説13は緊急時対策所と同等の電源への接続とし、「信頼性の高い電源から受電すること」及び「固定を図ること」を本文に記載する。
- ・解説-16についても解説-13のSPDSと同様に変更する。「信頼性の高い電源から受電すること」及び「固定を図ること」を本文に記載する。
- ・FAXを指針に記載していない。NODLの代替手段ともなり得るし、原災法でもFAXは記載しており、OFCへの通報はFAXで送信している。
「ファクシミリ」を解説-18に入れることとしたい。
- ・携帯電話等の内蔵バッテリーがある機器の扱いを明確にするべき。
「信頼性の高い電源から受電すること」を本文に記載し、解説に内蔵バッテリーを有している通信設備は除く旨を記載する。
- ・ページングと構内一斉放送装置は別のものか。
同じものと理解している。通信設備の工認を確認して、記載内容を整理する。

(4)分科会資料の確認

主査より、資料No.5-5に基づき、第16回安全設計分科会での資料の説明があった。主な意見は次のとおり。

- ・P4「原子力事業者防災計画に定めにより緊対所が運営」は表現を修正する。

(5)被ばく評価に関する検討

- ・立地指針を適用できないとのロジックであるが、防災の考え方として、被害の限度を低く想定しては受け入れられない可能性が大きい。JEAC4622のロジックを踏襲した方が良いのではないか。
- ・ソースタームについては、安全委員会でも再検討の動きがある。低い値を使うのは耐えきれないと想定される。工認で認められている値を踏襲したほうが良いのではないか。
- ・火原協の指針では緊対所用のモデル例を提示しているが、根拠が不明。現在、唯一明確であるのが、JEAC4622である。
- ・中央制御室の被ばく評価を仮想事故で実施したのは、防災の範疇ではここまで良いという際限がないため。中央制御室と緊対所の役割の違いがあるため、防災法のEPZの考え方もありうるのでは。DBAを下回らないものであれば理屈は通るかもしれないが。
- ・同じ協会の指針で、ソースタームが異なることも問題ではないか。
- ・JEAC4622を引用した場合の問題点として、中央制御室では、蒸気流入量を確認するため空気流入試験を実施することとしているが、この対応も考える必要がある。
選択肢として、防災を使う、JEAC4622を使う、火原協の緩和モデルを使うかの3点があるが、幹事電力で方針を再検討する。

6. その他

- ・次回の検討会の開催日は、予定どおり11月13日(木)13時30分からとした。

以上